

2014 年度 「ハート相談センター」 活動報告書

1. 活動期間 2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日
2. 活動目的 ハンセン病回復者の社会復帰・社会生活支援及び家族支援
3. 活動内容
- ① 当センターでの電話相談
 - ② 個別支援ソーシャルワーク
 - ③ 見守り支援
 - ④ 退所者の会・その他関連集会への参加・協力
 - ⑤ 啓発活動
4. 活動日
- 電話相談 水・金 の午後 2:00～5:00
- 個別支援 随時
- 見守り支援 月 1 度の電話による安否確認
5. 担当者 社会福祉専門職団体協議会に所属する専門ソーシャルワーカー 26 名
利用者(回復者)の地域別個別支援、見守り支援ソーシャルワーカー
東京 13 名 神奈川 1 名 静岡 1 名 愛知 1 名 広島 3 名 宮城 1 名 熊本 3 名
沖縄 1 名 計 24 名

ハート相談センターは、社会福祉法人ふれあい福祉協会の相談事業として活動 3 年目となる。当センターの活動は、社会福祉専門職団体協議会及びふれあい福祉協会が共催する運営会議 月 1 度の定例会において、活動内容を報告し協議・検討し決定している。

2014 年度は、新規相談員 1 名が加わり、全体の人数は 26 名で支援活動を行った。新規の相談者は 6 名であった。

6. 活動実績

① 当センターでの電話相談

当センターは定期開設の電話相談を窓口として、広く全国から相談を受ける体制にある。

② 個別支援ソーシャルワーク

個別支援は支援を希望、又は必要とする回復者に対し、随時面接・自宅訪問・役所・病院などへの同行訪問など、社会生活を継続するための支援を行う。対象者は首都圏在住の方が主であるが、地方からの相談で個別支援が必要な際は、その地域の活動に賛同し協力を得られるソーシャルワーカーに依頼し継続的支援を行っている。

2014 年度は、相続や遺言書作成に関する支援が増加し、生活に関する相談も前年より増加した。これは、退所者との信頼関係が深まってきたことや、新規の相談者が抱えている問題が 2 つの項目が主な相談内容だったことによる。

③ 見守り支援事業

個別支援対象者 48 名（新規 6 名）内 20 名が見守りの電話を希望し、支援を継続した。

④ 相談件数

相談センター・個別支援での方法別相談件数(相談実数、総数前年比較含む)

	相談実数		相談総数		訪問	面接	電話	文書
	2014	2013	2014	2013				
① 相談センター	24	23	80	81		2	80	4
② 個別支援	42	40	720	692	159	169	342	44
合計	* 64	* 62	800	773	159	171	422	48

(*)相談センターで受けた相談が個別支援に移行した場合、実数はダブルカウントされる。

内容別相談件数 合計 件 (2013 前度 773 件)

	2014	2013
(1)医療・保健 (病院・医師の紹介、受診援助)・・・	199 件	218 件
(2)介護保険 (申請、認定調査立会い、ケアマネージャーの紹介など)	25 件	29 件
(3)身体障害者手帳 (申請、指定医の紹介、サービス)	2 件	3 件
(4)住宅・生活 (住宅・家賃、年金・社会保険、税金、冠婚葬祭・慣習)	178 件	73 件
(5)人権擁護 (成年後見法など)	8 件	3 件
(6)家族 (家族の病気・介護・遺言など)	71 件	39 件
(7)社会参加・文化活動 (会合参加・付き添いなど)	148 件	180 件
(8)その他	89 件	147 件
(9)見守り (相談センターからの電話)	80 件	81 件

見守り支援事業について

アウトリーチ型の見守り支援は、希望者に対し近況把握を目的に月 1 回程度電話で安否確認を行った。東京、宮城、静岡、沖縄で実施し、計 20 名に 13 名の担当者が、自宅から 115 回、相談センターから 80 回、述べ 195 回の見守り電話をかけた。

⑤ 退所者の会・その他関連集会への参加・協力

1) 各地域の退所者の会「あおばの会」(東日本)・「さくらの会」(東海地区)・「もみじの会」(広島)「ひまわりの会」(熊本)に計 13 回、相談員参加延べ数は 51 名であった。回復者との親睦、問題の共有、情報交換、出張相談などを目的に毎回参加している。

あおばの会では、「終の棲家としての施設利用」「エンディングノート」について話し合いの機会を継続して実施し、1 名の退所者の死亡に伴い退所者とともにご家族への支援を行った。また、2015 年度のハンセン病市民学会のパネリストとなった退所者発表内容について支援した。もみじの会とひまわりの会との情報交換への支援を行った。

2) 新たに神奈川県に個別支援担当者を配置した。

3) 2015 年 5 月 9 日 10 日に開催されるハンセン病市民学会 in 東京・駿河の企画委員となり、自治体分科会のコーディネーターとパネリストの調整を通じて退所者が発言する機会を作るとともに、指定発言者としてハート相談センターの役割を発言する機会を得た。

4) 厚労省とのハンセン病問題対策協議会、慰霊祭などに参加、回復者と問題を共有し理解を深めた。

5) 昨年に引き続き、給付金の現況届のお知らせに、ハート相談センターの紹介文を同封した。その結果、新規のご相談が 4 件あった。ふれあい福祉協会において活動を始めたことで、相談者が少しずつ増えており、継続したチラシの同封を依頼していきたい。

6) 2 月 28 日全国研修会をあおばの会の方及び療養所ソーシャルワーカーをお誘いし開催した。今年度は、遺族給与金に関して内藤雅義弁護士が講演した。また、各地の状況について具体的な事例をもとに意見交換を行った。

7) 2014 年 9 月 27 日、28 日現認研修会を重監房資料館のある草津療養所で宿泊型研修を行った。社会福祉専門職団体協議会に広報し、ハート相談員以外 8 人の参加者があった。その中に委託事業相談活動を大島青松園で行っているソーシャルワーカーがおり、全国研修会の講師を依頼し、連携の輪を広げた。

8) ハート相談体制の強化のため、来年度は、新たな相談員を公募することを決定した。

9) 北海道の「はまなすの会」と交流している退所者への支援を行い、情報交換し、来年度北海

道に有志で訪問することとした。

⑥ 啓発活動

昨年に引き続き神奈川県の人権フェスタにあおばの会の展示・発表に回復者の個別支援も兼ねて、資料作成・県庁との打ち合わせに参加し、相談員が協力した。11月2日の人権フェスタ当日には、退所者3名、相談員7名、ボランティア2名が参加した。

7. 今後の課題

今年も給与金に同封したハート相談センターのチラシを見て4人新規の相談があった。

ある方は、療養所を退所して40年以上、親戚の家に身を寄せ、共同生活をしてきたが、同居者が死亡したため、相続人から住いの明け渡しを言い渡された。ご本人との相談の結果、70歳過ぎての住い探しのためまずは、公営住宅を申し込むことにした。申込書枠に「ハンセン病療養所退所者」とあり、特別扱いをしてもらえるのかと期待したが、障害者や高齢者の特別枠に同等に並んでおり、それ以上の特別扱いはないことが分かった。退所者のほとんどは、既に高齢であり、特別枠と言っても「高齢者」「障害者」の枠に入るため、特別の意味をなさない。ハンセン病基本法に基づいた自治体の施策は、一部の自治体を除いてほとんど啓発活動に終始している。岡山、広島、大阪などの自治体では、公営住宅への優先入居や家賃補助なども行っており、自治体ごとの格差が浮き彫りになってきている。

偏見を恐れてハンセン病の告知は兄弟以外にはしておらず、「家」を守るためお骨になるまでは生まれた地域に住めないと考え、療養所再入所も検討するものの入所の際は、50年築き上げた地域との関係や職場の友人関係を断ち切って入所する覚悟が必要と言われる。公営住宅の優先入居は最重要課題となっており、ハンセン病基本法に基づいた自治体の施策を期待したい。今後は、自治体に対し、ハート相談センターは住宅問題をはじめ、地域に住み続けるための医療・介護・福祉の要となる医師・看護師は元より、ヘルパー等への退所者を講師に入れた研修の実施などを粘り強く、退所者とともに自治体に働きかけていく必要がある。

2014年度地域コーディネイトのために訪問した広島、熊本では、ハンセン病基本法に基づいた計画が進行しており、退所者への施策も少しずつ進んでいた。

今後も介護が必要になったら療養所に戻るしかないと思っている人にも、地域で暮らし続けるという選択が出来るように、ハート相談センターは、事例を通して療養所や地域ボランティアの方との連携を深め、充実した機能を果たしていくことが課題となっている。